

福島県 教育新聞

発行人 福島県教職員組合
発行所

福島市上浜町10-38 電話024-522-6141

[定価一部 20円]

編集・責任者 角田 政志

e-mail: ftukyoso@poplar.ocn.ne.jp

http://www.f-t-u.or.jp

(この購読料は組合費に含まれています。)

教職員の長時間労働是正にむけ、 団結を強化し、みんなで前進しよう!

第250回定期中央委員会開催

10月12日(木)、福島テルサにおいて第250回中央委員会が開催されました。学習発表会や陸上交歓会などの行事の準備で忙しい中、各支部から中央委員35人が参集し、活発な意見交換が行われ、各議案は承認されました。議事運営委員には、星好房さん(北会)と国井仁さん(いわき)、議長には、遠藤千博さん(福島)と大河内英雄さん(西白)が選出され、円滑な進行と運営に努めていただきました。また、議事録署名人には、橋本倫一さん(岩瀬)と関谷英樹さん(相馬)が選出されました。



【委員長あいさつ】(抜粋)

衆議院解散総選挙が行われている。今回の選挙は、安倍政権の暴走を止め、退陣に追い込むために極めて重要である。また、平和憲法を護るのか、憲法改悪に道を開くのか、重大な選択を迫られる選挙でもある。衆議院選挙を棄権することなく、投票所に行き、確固たる意思表示をしていただきたい。

17秋闘が始まった。県人事委員会勧告において、賃金については月給・一時金とも昨年に引き続く引き上げ勧告となっている。今年度も3波にわたる集会・交渉を行うので、多くの組合員の参加をお願いしたい。

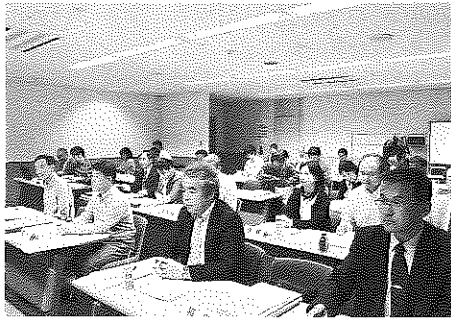
17秋闘の大きな課題は、教職員の長時間労働の解消である。福島県では、県教委が、学校現場の勤務実態調査を行い、9月に結果を発表した。結果をみると、小中学校では、校内の勤務時間が平日1日あたり全国と比べ10~20分程度長く、小中学校とも週60時間~65時間働いている教諭の割合が、文部科学省調査結果を上回っている。週60時間から65時間働いているということは、月換算で80時間~100時間の超勤となり「過労死ライン」を上回る長時間労働となっている。県教委自身が「違法な勤務実態」であることを認める結果となった。県教組は県教委に対し、この調査から長時間労働になっている要因と教職員が負担になっていることを明らかにさせ、現場の実態から改善すべき点の具体的内容をまとめ、本務から離れるものでスクラップする業務を具体的に上げることを要請している。また同時に、県教委が大胆な改革を実施するならば、保護者、市民の理解を得なければならない。県教組も、他の労働組合や教育関係団体との連携をつくり、社会的対話を進める必要がある。そして、今後も県教委と具体的な交渉・協議を行っていく。

県教組は、本部組織の縮小を伴う組織改編に関しての規約改正の批准投票を終了した。規約改正は賛成が2/3を超えた。本日の中央委員会で承認を受け、人事委員会に規約改正の手続きを取る。次年度からは、本部専従4人、中核市担当3人の計7人体制となる。女性部長、青年部長は中央執行委員とするが非専従となる。また、これまで中央執行委員だった各専門部長は、中央執行委員の任を解き、専門部長の職のみとなる。

現在、秋闘キャラバンを実施している。今年のキャラバンは、次年度以降の組織体制を想定し、支部機能の活性化、分会機能の活性化をはかることを大きな目標としている。

県教組を取り巻く状況はきわめて厳しいが、この秋闘期に改めて団結を強化し、みんなで一步前進できるようにがんばっていききたい。

第2号議案「経過情勢並びに当面する取り組みの推進に関する件」で出された主な質問は、以下の通りです。



- 来年度から導入される主幹教諭に関しての県教組としてのスタンスについて
- 退職金見直しの動向と反対署名の取り組みについて
- 相双の人事打合せが3回から2回に減らされた理由について
- 相双の人事に関する特別ルールの周知徹底について
- 町雇用の臨時職員の雇用条件を県の雇用条件に準じたものにはできないのか
- 学力テストの日程をずらすのはできないのか
- 人事個票のパソコン入力について経緯とメリットについて

以下に、討論の要旨だけをお知らせします。

耶 麻 夏季休業中、採用から数年経た教職員を対象に支部で分会オルグを実施し、3人を加入させることができた。今年度で計8人になった。組合員を支部代表として原水禁世界大会に派遣させることができた。

両 沼 教育方法まで踏み込んでいる授業スタンダードには、大きな問題がある。教育の管理統制に陥る危険性があり心配である。授業を矮小化する授業スタンダードにとらわれない自主研究に基づいた授業が大切である。

いわき 新学習指導要領は、本来の教職員の自主性や創意工夫を奪うものであり、国の要請する人づくりを目的としている。授業スタンダードは、子どものためにならないばかりか、現場に混乱をもたらしている。支部教研で問題点を洗い出し、教育課程編成に役立てていきたい。

南 会 学校の労安体制づくりのために服務倫理委員会の中に労安班をつくった。その中で業務改善の方法を話し合い、全体で提起することができた。管理職が、来年から週案をなくそうかという発言もしている。

伊 達 衆議院選挙では、「反自民、反原発、護憲」を柱に安倍退陣をめざしてがんばっていきたい。

福 島 衆議院選挙では、対立軸を明確にして取り組み、市長選挙では、政策協定を結んで取り組む。機構整備委員会で論議し、答申した専従者削減は苦渋の選択であった。厳しい状況を打破するためにも専従者に頼るばかりではなく、組織拡大を進めていかなければならない。

安 達 学校における集団フッ素洗口反対の支部の取り組み状況が話される。今後取り組みを強化し、早い段階で阻止することが大切である。

岩 瀬 教職員の多忙化解消の取り組みで、組合で要求してきた結果、1月からパソコンが各学校に導入されるようになった。これを改善に向けて生かしていきたい。小中一貫の動きを今後厳しくチェックしていくことが大切である。

田 村 少子化に伴い、学校の統廃合が心配される。働く場所が少なくなったり、遠距離通勤が増えたりする可能性が大きくなるので人事闘争が大切になってくる。

耶 麻 長時間労働の実態を明らかにしていくことによって地教委が動かざるを得なくなっている。今後、様々な実態を明らかにして長時間労働の解消に向けて闘っていくことが大切である。

郡 山 Jアラートについて避難マニュアルをつくる動きがあり、役にも立たないことを一生懸命にやるのが心配である。人事個票について個人がパソコン入力することについて組合員とのつながりがなくなっていくのではないかと心配である。

いわき 「学びのスタンダード」で小学校でも教科担任制を実施している学校がある。中学校では縦持ち（中学校では本来教科担任制であり学年ごとに担当するが、1年～3年の1～2クラスの授業を担当されること）を行い、これで学力向上につながるのか。現場は疲れきっている。人を増やすとともに、多忙化を何とかしてほしい。

相 馬 南相馬市小高地区の学校の実態について、運動面や学力面で問題が生じていることや児童・生徒の通学について問題を解決していかなければならない。

両 沼 悉皆研修が多く、これで学力があがるのか。同じ日に複数の出張があり、学力向上以前の問題である。

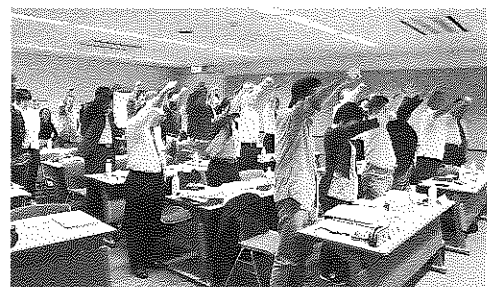
双 葉 支部の活動状況について話される。教職員の出張や通勤の問題がある。学校帰還に伴う人事面での予測される問題について特に配慮を求めたい。

南 会 南会地区に特別支援学校がない。せめて特別支援学校の分校を設置してほしい。

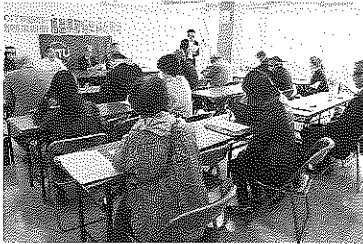
相 馬 「学びのスタンダード」によって学校現場の多忙化が深刻化している。

2本の決議が採択されました！

- 「学校の長時間労働を解消し、
教職員の生活を守るために17秋闘に勝利する決議」
- 「憲法をまもり、教え子を再び戦場に送らない決議」



2017秋闘勝利 諸要求貫徹 10.27県教組総決起集会 私たち教職員の切実な願いと要求を実現しよう!



10月27日午前福島県教育会館にて「2017秋闘勝利 諸要求貫徹 10.27 県教組総決起集会」が行われました。県内各地から組合員が参加し、「人勧の早期完全実施、賃金水準の引き上げ、長時間労働解消、退職手当の支給水準の維持、職場の教職員の定数増など」の様々な要求を実現し、秋闘勝利のための意思統一することができました。特に、県教組は、これまで「教職員の長時間労働の解消」を重点課題として取り組んできました。県教委は、年度内に「教職員多忙化解消アクションプラン」を策定する予定です。秋闘では、教職員の長時間労働の解消の実現に向けて、11月9日の第2波と11月20日の第3波の動員で行われる県教委交渉に全力で臨むことが確認されました。

午後には、県庁前広場において福島県公務員労働組合共闘会議に加盟する単産・単組が一堂に会し、「2017秋季確定闘争勝利! 福島県公務員共闘総決起集会」が行われ、集会では、秋季確定闘争に勝利するために連帯して行動することが確認されました。その後、交渉団は副知事交渉に参加し、参加者は市内をデモ行進し、多くの市民にアピールしました。

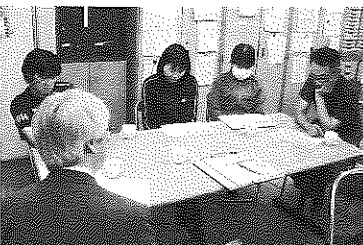


◎17秋闘第3波 県教組総決起集会・県教委確定交渉 11月20日(月) 11:15受付 県教育会館 第1会議室集合 多くの組合員が参加し、組合の力を結集しよう!

17秋闘キャラバン

分会、支部、本部の連携を図り、 「見える組合活動」を展開する!

市町村、市町村教委に要請実施! 各分会で秋闘情勢を報告!



11月10日現在、県内10支部の秋闘キャラバンが終了しました。本部役員と支部執行委員と一緒に市町村、市町村教委に要請訪問するとともに、各分会を訪問して秋闘情勢を報告し、分会の様子や課題など組合員の声を集約しました。

キャラバン隊は、首長、教育長らと面談し、「教職員の長時間労働解消と勤務・労働条件の改善、教育予算の拡充・教職員定数増、教育の諸条件整備、子どもたちの安全・安心と就学支援、人権・男女平等の教育と職場づくり」などについて要請しました。また、分会訪問では、県人事委員会勧告・報告の内容について報告し、教職員の長時間労働解消を最重要課題として県教委交渉に臨んでいくことを訴えました。さらに、組合員との職場会が設定された分会では、職場の多忙化の状況や実態や組合への加入の働きかけの重要性などについて話し合うことができました。これから実施する支部についても同様に、市町村、および市町村教委に要請し、分会では秋闘情勢、特に県教委交渉の進捗状況を報告していきます。



要求実現!

新規再任用教職員の手続きの簡素化! 18年度再任用者から履歴書は写しでOKに!

県教組は、再任用者の賃金をはじめとする待遇改善を継続して要求しています。ここ数年、重点を置いてきたのが、「再任用志願手続きの簡素化」です。県教組の要求により16年度から、再任用更新者に限り、履歴書と身体検査書について写しの使用を可能としてきました。さらに、18年度からは新規再任用者の履歴書が現職履歴書の写しでOKとなりました。再任用制度はほぼ雇用者の義務であるにもかかわらず、再任用者はこれまで煩雑な履歴書書き写しを求められていました。履歴書の写しで良いことになり、改善が図られました。わずかな改善かもしれませんが、今まで継続してきた交渉の成果です。

来年3月に定年退職を迎える教職員から、年金支給は63歳です。県教組はこれからも、組合員の生活を守るため、たゆまなく要求の声をあげ、活動を続けていきます。

育児休業および育児休業手当金支給期間の延長について

17年3月に「雇用保険法等の一部を改正する法律」が成立し、育児休業の制度見直しがありました。

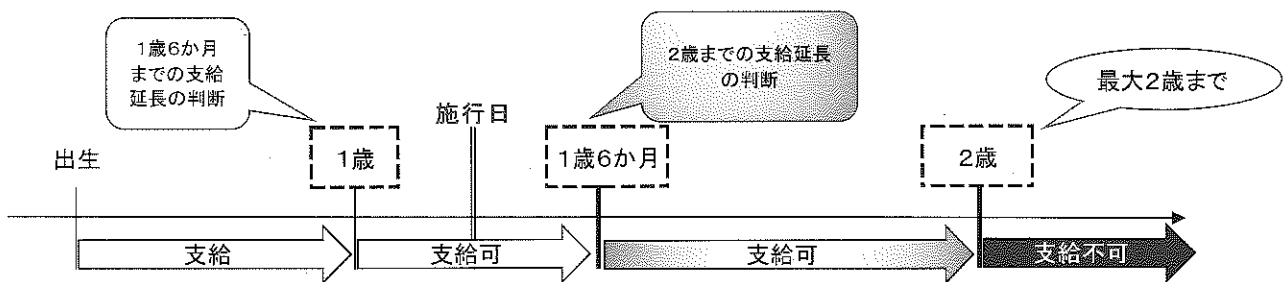
【育児休業に係る制度の見直し 施行日17年10月1日】

- ① 原則1歳までの育児休業を6ヶ月延長しても、保育所に入れない場合などの特別な事情に該当する場合、さらに6ヶ月（2歳まで）の再延長が可能となりました。
- ② 上記に合わせ、育児休業給付の支給期間が延長されます。

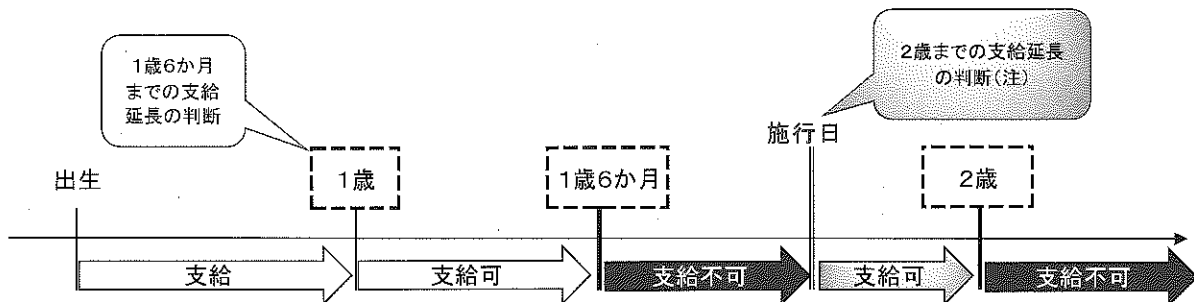
【育児休業手当金の支給について】

教職員が育児休業を取得した場合、これまでは当該児が1歳に達するまで育児休業手当が支給され、1歳以降でも保育所に入れないなどの「特別な事情がある場合」には、1歳6か月に達するまで支給されてきました。今回の改正で「特別な事情がある場合」に施行日以降2歳に達するまで手当金支給が延長されるようになりました。

① 施行日以降に子の年齢が1歳6か月に達する場合



② 施行日前に子の年齢が1歳6か月に達する場合



(注) 1歳6か月に達した日以降、施行日までの間引き続き総務省令に定める場合に該当するときのみ。